

会員規約

第1条 (名称)

本会は、株式会社武藤はくぜん（以下、「弊社」といいます。）が主宰する「まごころクラブ」（以下、「本会」といいます。）と称します。

第2条 (所在地)

本会の事務局は、弊社本社内に置きます。

第3条 (目的)

本会は、会員の葬儀の施行時における各種特典の提供を行うことによって、会員の利便を図り、豊かな生活設計の一助となることを目的とします。

第4条 (入会手続・会員資格)

- 1 入会の申込には、本会所定の入会申込書に必要事項を記入の上提出し、同時に第6条に定める入会金を納付（一括払い）していただきます。
- 2 入会の申込手続完了後、会員証と会員カードの発行を行い、これをもって会員資格の取得とします。

第5条 (2親等会員)

会員の2親等の親族に該当する方は、会員に準ずるものとして別に定める「会員特典」を使用することができるものとします。

第6条 (会員資格の承継)

会員が亡くなった場合、入会申込書に記載された会員の親族は、会員資格を引き継ぐことができます。

第7条 (入会金)

本会の入会金は、金5,000円とします。入会金は、会員証・会員カードの発行、会員向け情報等の案内物の郵送料その他の費用に充当いたします。入会金は、理由の如何を問わず返金いたしません。

第8条 (会員特典)

会員が受けることができる特典の内容は、別に定める「会員特典」によるものとします。

第9条 (変更事項の届け出)

- 1 会員は、入会申込書に記載した事項（住所等）に変更が生じた場合、速やかに本会に変更事項を届け出るものとします。
- 2 会員が変更事項の届出をしないため、弊社又は本会よりの郵便物が未着となる場合、会員登録を抹消いたします。

第10条 (入会申込の撤回「クーリングオフ」)

訪問加入により本会への入会を申込まれた方（弊社に来社されて入会の申込みをされた方は除かれます。）は、入会の申込みをした日を含む8日間は、弊社に対して書面又は電磁的方法（E-mail等）により入会申込の撤回をすることができます。この場合には、申込みをされた方には一切の負担なく、入会金を全額返金いたします。

第11条（営業地域外への転居等）

会員（第5条に定める2親等会員を含みます。）は、弊社の営業地域（稚内市、豊富町、幌延町、天塩町、中川町、猿払村）内のみで、別に定める「会員特典」を使用可能なものとします。

第12条（特典が受けられない場合）

天変地異等の特殊な事情が発生した場合や弊社の運営上の都合により、葬儀の施行ができない場合各種特典の使用ができない場合があります。この場合、入会金の返金はいたしません。

第13条（個人情報の利用目的）

会員の個人情報の利用目的につきましては、弊社ホームページに掲載しております「個人情報保護方針」のとおりとなります。

第14条（中途退会）

会員は、いつでも将来に向かって本会所定の方法により退会することができます。但し、納付済みの入会金の返金は、理由の如何を問わず認められません。

第15条（反社会的勢力の排除）

本会は、会員が暴力団員等（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者を言います。）に該当することが判明した場合には、何らの催告をせず、会員契約を解除することができるものとします。本条により会員契約が解除された場合においても、入会金は返金されません。

第16条（規約の改定）

弊社は、随時本規約（別に定める「会員特典」を含みます。）を改定することができるものとします。但し、改定があった場合は、弊社のホームページ上での開示その他の方法で会員への周知を図るものとします。

第17条（裁判管轄）

当規約に関する一切の紛争については、弊社の本店所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第18条（協議解決）

本規約に定めがない事項及び疑義が生じた場合は、本会と会員双方で誠実に協議解決するものとします。